

国際 F J 級 規 則

(平成 11 年 3 月改正)

1 総 則

1-1 F J はワンデザイン級である。

本規則の意図するところは艇が艇型、艇体重量、センターボードおよび舵板の形状、マスその重量、セールプランにおいて出来る限り同じようになることを確保するにある。

1-2 本クラスの公式の言語は英語であり、解釈上の問題点については英文規則書が優先する。

1-3 本規則は、図面、計測定規、計測図と相互に補完する。

解釈はすべて I S A F が行うが国際 F J 協会 (I F J O) と協議することが出来る。

1-4 本規則、計測定規や図面間の相違点については I S A F に照会するものとする。

1-5 その国に管轄当局がないか、或はその当局が本クラスの管轄をしない国においては、本規指定された機能は I F J O のような代表として委任されたもの (国内協会) が行う。

1-6 I S A F や I F J O は本規則や図面或は之等から生じる紛争に関しては何如なる法律上のも引受けることはない。

2 建 造 者

F J はどのような造船所でも、素人の手で作ってもよく、建造上の許可証も必要ない。

3 国際クラスフィー

3-1 国際クラスフィーの額は毎年 I F J O と協議し I S A F により再検討される。

3-2 国際クラスフィーの徴収と分配の責任は I S A F にある。

3-3 国際クラスフィーは最終的に計測と登録が行われると否に拘らず、各艇毎に造船者が支払のとする。国際クラスフィーは 1992 年現在 39.4 英ポンドである。(日本 F J 協会では、登録料と共に 40,000 円とする。) 支払いは I S A F に対し行い、I S A F は国際クラスフィー等と銘板を渡すものとする。国際クラスフィーの銘板は造船所が艇体に取り付け、領収書は艇のナーに渡される。

3-4 1972 年 7 月 1 日以前に計測登録された艇は国際クラスフィーの銘板は必要としない。

4 登 録

4-1 有効な計測証明書と国際クラスフィーの銘板のない艇は本クラスのレースに参加することされない。(規則 3-4 参照)

4-2 日本 F J 協会はセール番号を発行し、そのセール番号は一連のもので、且つ、国際競技にする艇はその番号の前に国籍文字 (J P N、1993 年 4 月 1 日前計測分は J) を付けるものと日本 F J 協会は国際クラスフィーを受取った後、セール番号を発行するものとする。

4-3 同一国内で登録された艇で、同一船名のものが 2 隻あってはならない。

4-4 証明書の取得は次の通りとする。(本項は日本 F J 協会の特別規定) 原規則は括弧内に示

() 日本 F J 協会は多数艇分を一括して国際クラスフィーを I S A F に支払う。オーナー船所から国際クラスフィーの支払いがあったとき日本 F J 協会はセール番号を発行する。

() オーナー又は造船所は当協会の公式計測員によりその艇の計測を受けなければならぬ公式計測員は本規則により記入した計測書 3 部を作成し、その 1 部はオーナー又は造船所に対し計測証明書として発行する。1 部は日本 F J 協会に送付し、1 部は公式計測員の控と造船所は艇を計測証明書とともにオーナーに引き渡さなければならない。

(原規則 () オーナー又は造船所は国際クラスフィー領収書を同封し、同時に希望する船名をてセール番号の交付を該当協会に申請するものとする。該当 F J 協会は国際クラスフィー領収書にセール番号を記入する。

() オーナー又は造船所は当協会の公式計測員によりその艇の計測を受けなければならぬ本規則により記入された計測書 3 部が艇のオーナーに与えられる。

() オーナーは記入済の計測書 3 部を登録料と共に該当協会に送付しなければならぬこれを受取り次第該当協会はオーナーに計測証明書を発行する。本証明書は計測書に

された事項を含むものである。)

- 4-5 所有権が移転した場合、証明書は無効となるが再計測は必要としない。新オーナーはこの証明書を返却すると共に必要事項を記入して、当協会へ新証明書の交付を申請することが出(登録変更手数料は不要)。新計測証明書が訂正した原計測証明書がオーナーに交付される
- 4-6 オーナー所有の艇体・スパー類・セール・艀装品を常にクラス規則に合致させ、且つ、艇パー類・セール或は艀装品を改造復旧や修理により常に計測証明書を無効にしないようにすはオーナーの責任である。
- 4-7 これらの規則に包含されている事項の如何に拘らず、I S A F 又は当協会は、どの艇に対も計測証明書の発行を拒否又は回収する権限を有する。
- 4-8 I F J O は定期的に各国 F J 協会からセール番号、発行済証明書の明細と共にオーナーの住所及び計測書又は計測証明書のコピーを報告を求めるものとする。

5. 計 測

- 5-1 本協会の公式計測員のみが、艇・スパー・セール・艀装品を計測し、本規則に合致している判定署名を計測書に記入するものとする。
- 5-2 計測許容公差は正当な建造上の誤差のみを許すためのものであって、デザインを故意に変るために使用されてはならない。
異常であるとか、艇の本来の性格から逸脱するとか、本クラスの全体の利益に反するとかされるものを全て計測員は計測書により報告しなければならない。この場合、本規則の明確求事項を満たしていても証明書が発行されないことがある。
- 5-3 計測員は自己の所有、又は自身の建造したもの、或は利害関係を有している艇・セール・一・艀装品の計測は出来ない。
- 5-4 新調又は重大な改造を加えたセールは公式計測員により計測され、計測員はセールのタツスピンネッカーではトップの近くにスタンプ又はサインをし日付を記入しなければならない
- 5-5 公式計測に使用するテンプレートは I S A F より供給されるものとする。
テンプレートはヒンジなしの全幅か、固定出来るようになった半幅の折畳みのものとする半幅のテンプレートを使用し上述のテンプレートで計測されてない、1980年 4月 1日前的ルドで建造され、且つ、1982年 4月 1日前に計測された艇は、将来もすべてのレースに権利する。
- 5-6 すべての艇・スパー・セール及び艀装品は現行規則又は証明書が発行された時点での該当の何れかに適合しなければならない。どのような改造、復旧でも現行規則に合致すべきである
- 5-7 すべての艇体・スパー類・セール及び艀装品は、本協会又はレース委員会の裁量による再を受けなければならない。

6. 識別マーク

- 6-1 艇体は刻印又は消えない印の何れかでセンターケースの背又は頂部に、又はシュラウド金近くに高さ25mm以上の文字でセール番号と国籍文字を付けなければならない。艇が他国に売れたときは前のマークに付け加えて新しいセール番号と国籍文字を付けなければならない。
- 6-2 艇体にはコックピットの内部で見え易い箇所に国際クラスフィーの銘板を取付けなければならない。
- 6-3 メーンセールとスピネッカーは規則 19(3)に示す識別マークを付けなければならない。
- 6-4 すべての記号、マーク及び番号は耐久力のある材料で確実に取付けられねばならない。消えないインキで明瞭に描かれた記号、マークおよび番号も又承認される。

7. 構 造

- 7-1 艇体の構造、甲板、コクピットの配置は任意である。図面は部材寸法の例示と共に推奨す造形状を示している。
- 7-2 甲板はデッキライン上30mmを越える部分があってはならない。波除けは甲板の一部ではな
- 7-3 「デッキライン」とは中心線上に於けるトランサムの上縁とステム(除金物)の最高点を

仮想線である。

- 7-4 センターボードケース・スオート・肋板・敷板の構造、寸法は任意である。
- 7-5 センターボードスロットは、キールに沿って測り、トランサムの後面より 2,262mm（最大 1,288mm（最小））の間にあること。ダガーボード取付の場合はキールに沿って測り、トランサ後面より 1,588mmを越えてセンターボードスロットの後端があってはならない。センターボードスロットの幅は40mmを越えてはならない。
- 7-6 トランサムは図面に示すように艇の最後端に取付けねばならない。
- 7-7 センターライン上におけるトランサムの高さは400mm ± 6mm である。
- 7-8 トランサムとキールの成す角度は84° ± 6° である。
- 7-9 艇体外面とトランサムが接する所は、その丸みが半径10mmを超えてはならない。
- 7-10 艇の長さを伸ばすような排水フラップを取付けてはならない。
- 7-11 防舷材はシャーラインにその上縁を合せて取付け、且つ、ステムの前端より50mm、トランの後方50mmを超えて伸ばしてはならない。防舷材の幅は固定の甲板を部分的に有する艇では外面より 5mm以上50mm以内、甲板のない艇では 5mm以上90mm以内とする。内側防舷材の幅のない艇では 5mm以上35mm以内とする。防舷材の深さは35mmを超えてはならない。
- 7-12 キールバンドは任意である。キールバンドを付ける場合は厚さ4mm ± 1mm、幅7.5mm ± 1mm キールとステムの外面全長に取付け、センターボードスロット回りでは2列に取付けなければならない。キールバンドは船殻に埋め込むとか滑らかな曲線になるようにしてはならない。

8. 艇体の計測

- 8-1 艇体はオフセットテーブルによって規制される線図、即ち原寸の断面図・ステム並びにトサムに対し確認され、又計測図に従って計測されねばならない。
 - () 船殻の計測では正の最大偏差と負の最大偏差の合計は10mmを超えてはならない。
(船殻の計測は計測図に示すキール上の基準線とキールの距離で測る。)
 - () 各々の幅の許容誤差は ± 10mmである。(幅の計測は計測図による。)
 - () テンプレートによりチェックされた各断面の正の最大偏差と負の最大偏差の合計(正号のみを取除く。即ち+, -を取除く。)は10mmを超えてはならない。
- 8-2 金物及び防舷材を除く艇の全長は 4,030mm ± 10mmとする。
- 8-3 第9断面にステム用テンプレートの後端を 6mm以内に位置させた時、シャーラインでのそのンプレート上端とステムのデッキ上面との垂直距離は12mmを超えてはならない。テンプレート端の突起の間はステムに接しているか 6mm以内の間隔であること。
- 8-4 各断面のテンプレートは次のように置く。
 - () テンプレートを両舷側材とキール上に印した点を通る仮想面に完全に合せる。
 - () テンプレートの突起を外板面に付ける。
 - () キール側の端を中心線に合せる。若しキールが艇の中心にない場合は、その断面のシンから等距離の箇所合せる。1断面の両舷におけるプラス、マイナスの偏差の合計がを超えてはならない。防舷材はテンプレートの突起が外板に接するのを妨げてはならない。シャーラインでのテンプレートの上端から甲板の上端迄の垂直距離は12mmを超えてはならない。

9. 浮力

- 9-1 艇は転覆又は水が一杯になった場合 150kgを乗せて略水平に浮くように十分な浮力用タン持つか浮力袋を堅固に艇体を取付けなければならない。
1995年 1月 1日以降建造された艇は最少 2ヶの分離したタンクを持たなければならない。
- 9-2 艇は体積が70・以上の独立の艇首用浮力袋を確実に取付けるかタンク内に入れること。容検査出来ること。若し浮力袋が適用し難いときは、艇首浮力袋は独立気泡プラスチックの塊き換えることが出来る。

9-3 艇体の構造は全浮力タンク或は浮力袋の破損に際しても本来浮くようにしなければならない。

9-4 検査孔は水密になるよう閉鎖され、且つ、艇が浮いているときも、転覆したり水が一杯にたときでも常に外れないような取外し可能な蓋であり、且つ、2次浮力を検査するに充分なさでなければならない。

9-5 計測員は自分で浮力区画が水密であることを確認しなければならない。

10 . センターボード又はダガーボード

10-1 構造と材料は任意である。

10-2 センターボードを最も下した位置で艇より下方の部分が図面の該当部分に対し、底部と後（キールバンドを除く） $\pm 6\text{mm}$ 以内にあることが確認されなければならない。キールより下710mmを越えて下がることのないようセンターボードに止めを付けること。

10-4 センターボードのボルト又は切欠の位置は任意である。

10-5 センターボード又はダガーボードは前縁を後向きにしてはならない。又艇体から出たところセンターボードの後縁が垂直より前方に回転しないようにしなければならない。

10-6 トリムタブ（補助翼）や類似の装置は禁止される。

11 . 舵とチラー

11-1 舵・チラー・チラーエクステンションの構造と材料は任意である。

11-2 舵板の水中部分の形状は原寸大の図面の該当部分に対し、底部と後縁が偏差 $\pm 6\text{mm}$ 内であとが確認されねばならない。

11-3 回転式舵板でも良い。舵板の深さは舵板を一杯に下げた位置でトランサムの下端から垂下って600mmを超えてはならない。

12 . マ ス ト

12-1 マストは木又はアルミ合金に限る。

12-2 マストの位置は任意である。

12-3 曲りが固定したマストと回転式マストは禁止されるが、計測バンドの上下端間で40mm迄のは許される。

12-5 リギン（トラピースワイヤーを含む）と通常の艀装品を付け、但しトラピースシステムのし可能な物を除きマストの重量は、オンデッキ型で7kg、インデッキ型で7.5kg以上である

12-7 幅10mm以上の計測用バンドをレース中明瞭に識別出来る対照的な色で、以下の要領によりトに標示すること。

No.1 その上縁がデッキラインの下方にあること。マストがオンデッキ型の場合はなし、全ての他のバンドはデッキラインを基準とする。

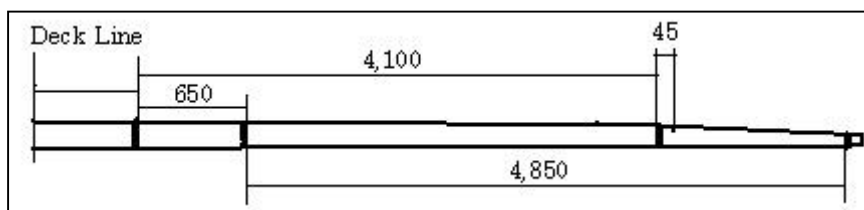
No.2 その上縁がNo.1バンドの上縁より上に650mm以内にあること。マストがオンデッキ型の場合はデッキラインより上に650mm以内にあること。

No.3 その下縁がNo.2バンドの上縁より上に4,850mm以内にあること。

No.4 その下縁がNo.1バンドの上縁より上に4,100mm以内にあること。

バンドNo.1,2,3は黒のスパークでは白でなければならない。

12-8 スピネッカーハリヤードの下側の延長線はマストに対して直角に張られた時に、マスト前No.4バンド下縁の上方45mm以内で交叉せねばならない。アイとか滑車でハリヤードが導かれきは、そのどの部分もマスト前面より51mmを超えて突出してはならない。



1 3 ブーム

13-1 ブームは木又はアルミ合金に限る。

13-2 トラックを含むブーム（他の部品を除く）は、直径 100mmの輪を通り抜けることが出来ね
らない。

13-3 当初から曲がったブームは禁止される。但し、計測バンドとブーム前端の間で20mm以内の
は許される。

13-4 幅10mm以上の計測バンドをマスト後面より 2,440mm以内（局所的な凹凸は除く）の所にそ
縁があり、レース中明瞭に識別出来るように標示すること。

1 4 スピネッカーブーム

14-1 スピネッカーブームをマストに軽く押し当て突出し部のガイローブ接触面でその中心線に
にしたときマストの中心線の前方でマストから 1,625mmを超えて突出してはならない。

14-3 ジブを突出するためにスピネッカーブームを使用するときは、風上側のシュラウドに取付け
良い。

1 5 静 索

15-1 静索は任意であるが、直径 2mm以上のワイヤーフォアステーを取付けること。フォアステ
甲板面上でステムより 100mm以内の点に取付けるが、防舷材の上ではいけない。

フォアステーはジブから独立させなければならない。

15-2 硬くて曲がらないフォアステーとランニングバックステーは禁止される。

1 6 動索、シート、金物

16-1 動索、シートや金物の材料や形状は任意である。

ジブのタックはフォアステーの取付金物がその後方に取付けること。

16-2 ヨット競技規則 50.3(a)に反してフェヤーリーダーは防舷材上に取付けても良いが、防舷
外縁を超えて突出させてはならない。

1 7 禁止事項

17-1 ジブのローラーリーフ装置。

17-2 スピネッカーシュート

17-3 電動の機器

1 8 重 量

18-1 全ての固定された金物、浮力装置、保護用の塗装を含み、セール、スパー、舵、センター
ド、取外可能の金物、敷板（船体に接着されたものを除く）その他の艀装品を除き、乾燥状
艇体重量は75kg以上なければならない。

18-2 重量不足(18-1)が発見された艇は補正用重錘を許容最少重量になるように取付けねばなら
補正用重錘の合計重量は 5kgを超えてはならない。補正用重錘は確実で、且つ、見えるよう
法で艇体に取り付けねばならない。補正用重錘の合計重量は証明書に記録されねばならない。

補正用重錘の変更又は取外しに伴い艇は計測員の再計測を受け、新証明書の発行を受けな
ばならない。

1 9 セール

19-1 全てのセールは織布でも不織布でも良く曲げ易く柔らかで容易に収納出来ねばならない
本規則に規定する窓を除きセール本体は以下に規定される隅角の補強部以外はどの方向にも
に折畳めるように製作されねばならない。セールに有効な張りを持たせるための補強材は夫
隅角から 320mm以内なら許されるが、その部分はどの方向にも折目の外径が 4mmを超えない
に片手で折畳めねばならない。通常のシーム又は広幅のシームより大きい2枚以上の重ね在
べて補強と見做されるが、接着剤での接着、密なステッチその他の方法で硬くならないよう
たものは許される。接着シームは補強とは見做さない。メインセールとジブセールは夫々1
織物でない物の窓が許される。そのような窓は 0.3m²を超えてはならないし、ラフ・リーチ
ットからメインセールでは 150mm、ジブでは 100mmより近くてはならない。

すべてのセールは完全に乾燥した状態で、且つ計測する箇所の皺を除くように適当な引張加えて平らな面に置き計測されなければならない。計測合格後各セールは特定の日付入りスタン捺印し計測員により署名されるものとする。

19-2 セールは特記事項を除き I S A F 計測手引書により製作され計測されなければならない。

I S A F の計測手引書により製作され計測されるべき重要項目。

補強に連続した部分はセール本体と同じクロスの 2 枚以内の補強ならば隅角から 960mm される。(セール本体を含め 3 枚以内)

フラッターパッチ(リーチにおけるシーム補強)はセール本体と同じクロスで許される擦切れ防止用の当て布は上記の補強が許される範囲外でもスプレッダー・クロスツリれる箇所やヘッドセールのラフが常にスピネッカーブームに接触する箇所であれば許されセールの縁縫い(tabling)の幅はラフ・フット・リーチの全長において± 5mm以内でなければならないが、ヘッドセールでは各隅角の補強を越えたところで外向きにテーパーすると 100mm 迄にテーパーしても良い。

19-3 セール番号・文字・クラス記号は I S R R ヨット競技規則により配置されるものとする。

クラス記号は文字 F J とする。F J は高さ 250mm 以上とする。セール番号と文字の最少寸法記の通りとする。

高さ	250mm
幅	165mm (数字 1 と文字 I を除く)
字画の幅	35mm
次の図形との最少間隔	50mm

スピネッカーセールの国籍記号とセールナンバーはセールの前面(又両面でも良い)で明直ぐ識別出来るようにしなければならない。

19-4 通常のクリングル・カニングムホールやリーフ用アイレット以外の故意の開口は許されな

19-5 メインセール

- () 3本のセールバッテンはリーチ即ちセールの後縁を略等分し± 60mm内に取付けられる
- () 1個のヘッドボードをつけても良い。ヘッドボードの幅はラフの線に直角に測って最箇所で 120mmを越えてはならない。
- () セールはどの部分でもブームバンド内縁、No.3バンド下縁を超えて展張されてはならブーム上縁の線の前方への延長線は、No.2バンド上縁より下がってはならない。セールのラフはセットされたとき、No.2とNo.3 バンドの間になければならない。
- () 次の計測が行われる。
 - (a) リーチの長さは直線に測ってヘッドボードの上縁前方の角からクルークリングルの中方のボルトロープの下縁迄 5,250mmを超えてはならない。
 - (b) バッテンポケットは長さで中央は 775mm他は 525mmを、幅で50mmを超えてはならない
 - (c) リーチの 1/2の点でラフのボルトロープを含むラフの最も近い点迄 1,580mmを超えてならない。リーチの 1/2の点はセールの頂部とクルーとを折り重ねセールを平らに伸ばしめる。
- () 幅の計測を回避するためリーチを凹ませてはならない。
- () ダブルラフとかルーズフットのメインセールは禁止する。

19-6 ヘッドセール(ジブ)

- () リーチは直線を超えて伸ばしてはならない。即ちリーチを膨らませてはならない。
- () 下記寸法を超えてはならない。

ラフ	3,800mm
リーチ	3,500mm
フット	1,950mm
中心寸法	3,660mm

中心寸法はセールスの頂点からフットの中央の最低部の縁迄の寸法とする。フットの中央タックとクルーのクリングルを重ね、各半分のフットを均等に伸ばして決定するものとする。計測は計測線上の皺を除く程度に引張り直線に測るものとする。フットは概ね一様な曲線ければならない(即ち、円弧の一部である)。フットのどの部分でも重ね合せた場合、平置いたとき、互いに10mm以内になるように出来なければならない。

() ダブルラフのヘッドセールは禁止する。

19-7 スピネッカー

() スピネッカーは計測図に従って製作された略中心線に対称で3個の角を持つセールでヘッドボード・バテン或は通常の補強(織布でも不織布でも)以外の剛性を持たせる工許されない。

() スピネッカーはリーチを相互に重ねて折畳んだ中心線に沿って計測されねばならない。

() 中央折目の長さはヘッドとフットの midpoint の間をセールの折目に沿い測った距離で4,2 超えてはならない。中央折目の長さはラフとフットを略水平に持上げ地切した状態でセー中に巻尺を置いて測る。

() クルーとタックのクリングルがセールの縁の外にあるときは計測点はセールのリーチトの縁を延長した交点である。

() レース中は1個のみのスピネッカーを搭載するものとする。

20 艦装品

レース中次の艦装品を搭載しなければならない。

20-1 効果的なパドル2本最少長さ 950mm、最少重量300g。両方共本来パドルとして使用されるのについて計測する。

20-2 セルフベ어링の艇を除き、あか汲み又は吸引式ペラー何れか1個。

20-3 長さ20.00m、直径 6mm以上の合織のもやい索1本。

20-4 水を入れることが出来るようなポケットが付いてなく、直ぐ使用出来る適切な個人用浮力(ライフジャケット等)

20-5 レース要綱に記載されない限り、アンカーを搭載する必要はない。レース要綱に記載され場合はアンカーは最小長さ20.00m、最小径 6mmの合織のロープを付け、2.3kgを最少重量とアンカーと艇を結んでおくこと。アンカーは常に使用出来る状態でなければならない。

21 トラピース

乗員を艇外に支持する。

21-1 トラピースを除いて舷外張出し又は伸縮式の舷外張出し装置或は仕掛けと船体・スパーン又は乗員に取付けた乗出し装置の使用は禁止される。

この仕掛けはボデーベルトに取付けることにより乗員をガンネルの外に立たせることを可するようマストに直接又は間接に各々の側に1本宛取付けられた2本のワイヤーで構成されこのトラピースは1度に1人を超えて支持するように使用してはならない。

21-2 トラピースのボデーベルトは濡れたときそれ自身の重量で浮き、且つ3kgを超えてはなら

21-3 トラピースを使用出来る最低年齢は12歳とする。

或主催団体又は国内FJ協会が行う非国際の行事ではトラピースの使用を禁止しても良い

22 乗員

レース中ISAFの規則によるアマチュア2名が乗艇すること。

23 クラス旗

国際信号数字旗No. 1(女子はNo. 2)を推奨する。

24 広告

国内協会はISRR付則による制限された広告を許可しても良い。

公式図面

1. 原寸大の各断面・ステム・センターボード・舵板とオフセットテーブル

2 . ラインズ

参 考 図 面

4 . 一般配置図

5 . 単底構造図 (ダガーボード)

6 . 単底構造図 (センターボード)

7 . 二重底構造図 (木造)

8 . 二重底構造図 (グラスファイバー強化プラスチック造)

9 . マストとブーム

10 . セールプラン

くと

則上

責任

うも

計測

収書

オー

は許

出場

する。

す。

-又は造

い。

所に

する。

申し出

イー

らない

い。

記入

旧
来
。ス
の

して

氏名、

と

更す

見做
な要

スパ

ク、
し。

。
モー
を有

規則
る。
計測

物の
却さ

なら

る構

い。
結ぶ

こ)と
トムの
リード

ハサム
は外板
は甲板

mm で
いばなら

・ラン

三負の符

三のテ
・ト両

ハヤーラ
φ10mm
い。
らない。

ハクを

三易に
三で置

しい。
になっ
に大き

縁が
方に

るで

るこ

に測

歪み

取外
ること。
マス

用と

ッキ

面と
ると

ばな

歪み

の内

直角

ても

ーは

材の

-ポー
状態で

ない。
な方

けれ

い。
平ら
ミ々の
いよう
はす
にし
個の
・フ

裏りを
ハブを

ん迄許

ら。
-が触
いる。
にけれ
にきは

きは下

手瞭に

にい。

らこと。
も広い

らない。

心下

い。
こはな
て求

まとは
「る。
までな
まらに

まある。
ま夫は

200mmを
-ルの

まとフッ

まも

ま衣。

まいた
まし、

まリギ

ま能に
まいる。

まない。

ま。

